

平成28年6月議会 保健病院委員会資料

【議案】

- 1 条例議案 P 1

子ども家庭局

【議案第104号】

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

1 改正理由

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第64号）は児童福祉施設の設備及び運営に関する最低基準について、北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第53号）は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する最低基準を定めている。

これらの条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い又は参酌するものとされている。（児童福祉法第34条の16第2項、第45条第2項）

このたび、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第6号）の施行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正（平成28年厚生労働省令第23号、平成28年6月1日施行）され、保育所等の避難階段の規定について所要の改正が行われた。

本市として、これらの改正内容について検討した結果、厚生労働省令と同様に、条例を改正するものである。

2 改正内容

建築基準法施行令第123条第3項の改正に伴うもの

- ①同条第3項を引用する条文の号ずれ
- ②4階以上の階の避難用の屋内階段（同条第1項の場合）の付室の構造について、現行は国土交通大臣が定めた構造方法等を用いるものとしているが、階段室が改正後の建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する構造を有する場合は、付室の構造に係る規定の適用を除外するもの。

- (1) 北九州市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例の一部改正（第46条関係）
<保育所>

		現行	改正後
2階 3階	避難用	建築基準法施行令第123条第3項第2号、第3号及び第9号	建築基準法施行令第123条第3項第3号、第4号及び第10号
4階 以上 の階	避難用	外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（建築基準法施行令同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他の有効に排煙することができるものと認められたものに限り。）を有する付室	建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する構造を有する付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合は除く。）
		建築基準法施行令第123条第3項第2号、第3号及び第9号	建築基準法施行令第123条第3項第3号、第4号及び第10号

(2) 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について（第29条、第44条関係）

＜小規模保育事業、事業所内保育事業＞

		現行	改正後
4階以上の階	避難用	外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められたものに限る。）を有する付室	建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する構造を有する付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除く。）
		建築基準法施行令第123条第3項第2号、第3号及び第9号	建築基準法施行令第123条第3項第3号、第4号及び第10号

(3) 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第50号）及び北九州市認定こども園の認定要件に関する条例（平成26年北九州市条例第63号）において、北九州市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例第46条第7号を準用しており、今回条例改正不要である。

3 施行期日

公布の日（改正後、速やかに施行するため）

＜参考＞

【小規模保育事業所とは】

保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものを保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。）

【事業所内保育事業所とは】

事業主がその雇用する労働者の監護する乳児・幼児及びその他の乳児・幼児を保育するために設置する施設

建築基準法施行令第123条第3項 特別避難階段

近年、排煙技術の進展により、付室等ではなく、階段室に排煙設備を設けることにより階段室への煙の流入を防止する方式が開発されるなど、排煙方法が多様化しているため、これを踏まえた規制の合理化を図るもの。

【付室とは】

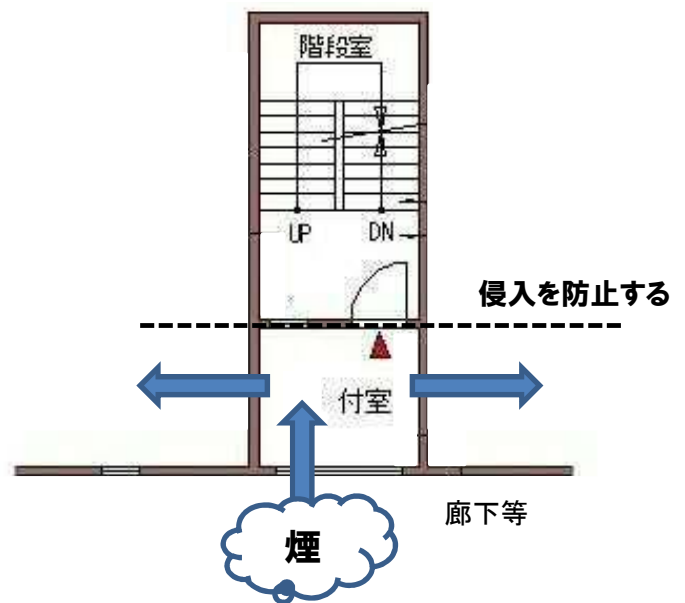
煙を階段室まで侵入させないために設けられている避難階段室の前室

改正前

特別避難階段の階段室の前室として付室等設け、付室には、大臣が定める構造の排煙設備等を設ける必要がある。

【目的】

避難経路となる階段室への火災や煙の**侵入を防止するため**



改正後

階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

【目的】

避難経路となる階段室へ**流入した煙を排出するため**(排煙機能の向上による規制の合理化)

